

令和8年第1回臨時会（1月16日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

令和8年第1回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（1月16日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	24

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○町長あいさつ	27
○閉議及び閉会の宣告	28
○会議録署名	29

令和8年飯綱町告示第 8号

令和8年第1回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 8年 1月13日

飯綱町長 土屋龍彦

1 期 日 令和 8年 1月16日

2 場 所 飯綱町役場 議場

3 付議案件 下記のとおり

議案番号	議 案 名
議案第 1号	飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2号	飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 3号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4号	飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5号	令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）
議案第 6号	令和7年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 7号	令和7年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 8号	令和7年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 9号	令和7年度飯綱町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第10号	令和7年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）
議案第11号	令和7年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第2号）

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	丸山麻衣子	2番	飯田安彦
3番	西林薫	4番	本郷華子
5番	清水寿彦	6番	山崎雄一
7番	吉澤裕昭	8番	近藤正
9番	小林一成	10番	風間行男
11番	清水満	12番	伊藤まゆみ
13番	宮本隆之	14番	瀧野良枝

不応招議員（なし）

令和8年第1回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和8年第1回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和8年1月16日（金曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第2号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第3号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第4号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第5号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第6号 令和7年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第7号 令和7年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第8号 令和7年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第9号 令和7年度飯綱町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第10号 令和7年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 令和7年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番 丸 山 麻衣子

2番 飯 田 安 彦

3番	西 林 薫	4番	本 郷 華 子
5番	清 水 寿 彦	6番	山 崎 雄 一
7番	吉 澤 裕 昭	8番	近 藤 正
9番	小 林 一 成	10番	風 間 行 男
11番	清 水 満	12番	伊 藤 まゆみ
13番	宮 本 隆 之	14番	瀧 野 良 枝

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	土 屋 龍 彦	副 町 長	池 内 武 久
総 務 課 長	高 橋 秀 一	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	近 藤 久 登	産業観光課長	渋 澤 陽 一
建設水道課長	若 林 宏 行	教 育 次 長	笠 井 順 一
飯綱病院事務長	田 中 良 史	総務課課長補佐	渋 澤 直 樹

事務局職員出席者

事 務 局 長	清 水 純 一	事 務 局 書 記	若 林 諒
---------	---------	-----------	-------

開会 午前10時

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧野良枝） 皆さん、お疲れ様でございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和8年第1回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（瀧野良枝） 土屋町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。土屋町長。

〔町長 土屋龍彦 登壇〕

○町長（土屋龍彦） それでは令和8年第1回飯綱町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、何かとご多用のところ定刻までにご参集いただき厚く御礼申し上げます。

年が明け、早いもので1月の中旬を迎えております。今のところ、雪が少なく、スキー場は雪不足の影響を受けていますが、日常生活では過ごしやすい日が続いていると思っています。

現在、町では、来年度予算の査定をしており、財源の確保に苦勞している状況です。人件費や諸物価の高騰で町の財政運営は厳しい状況ですが、メリハリをつけながら住民サービスが向上するような予算を編成してまいります。

さて今臨時会にご提案申し上げます案件は、条例改正が4件、補正予算が7件の計11件であります。

議案第1号から第3号は、人事院勧告に準じた給与等の改正で、職員、常勤の特別職、議会議員のそれぞれについて関係条例の改正を行うものであります。

議案第4号は、地方自治法の一部改正によるもので、フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に関わる条例改正を行うものです。

続いて、補正予算について申し上げます。議案第5号一般会計補正予算（第6号）は、既決の歳入歳出予算の総額に4億7,294万2千円を増額し、補正後の総額を112億5,461万3千円とするものです。

地方債補正として緊急自然災害防止対策事業債で210万円の増額をおこなっております。

歳入の主なものは、普通地方交付税の増加分で1億4,131万5千円、国庫支出金で2億1,099万4千円、県支出金で193万3千円、繰入金で1億1,600万円を見込んでいます。

歳出の主なものを申し上げます。

まずは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した3つの事業です。

一つ目は、民生費で住民税非課税世帯等の空調設備整備事業として756万5千円を計上しています。エアコン等の空調設備の普及はすべての町民にとって命と健康を守るために不可欠という観点から、生活保護世帯を含む住民税非課税世帯を対象に導入支援を行うものです。

二つ目は、衛生費で病院事業運営費補助金として1億円を計上しています。人件費や材料費などの物価上昇の中で、安定した病院経営を支援するために行うもので、補助金の内3,000万円について交付金を活用しています。

三つ目は、商工費で飯綱町応援商品券事業として1億6,748万4千円を計上しています。町内の商店等で利用できる商品券について一人当たり1万6千円分を交付するものです。あらゆる物が高騰している中で、この事業で家計支援と同時に地域経済を下支えしてまいります。

続いて、物価高対応子育て応援手当支給事業補助金を活用した事業として、民生費で物価高対応子育て応援手当支給事業として2,665万7千円を計上しています。これは物価高の影響を強く受けている子育て世代を支援するために、国の総合経済対策の一つとして行われるもので、0歳から高校生年代までの子どもたちに、一人あたり2万円を支給するものです。

この他、教育費で小学校体育館空調・断熱工事の増工分として2,500万円を計上しています。

予備費で7,974万円を増額し財源調整をしています。

今回の補正予算は、主に人事院勧告に伴う給与等の改正及び物価高騰に対する国の補正予算に対応するものとなっています。

特別会計補正予算の3件については、国民健康保険事業特別会計は、繰入金の確定と人事異動によるもの。後期高齢者医療特別会計は保険料の増額と人事異動によるもの。介護保険事業特別会計は人事異動によるものです。

企業会計補正予算の3件については、水道事業会計は、社会資本整備総合交付金の内示により、配水管布設替工事を前倒して実施するもの。飯綱病院事業特別会計は人事院勧告に伴うもの。下水道事業会計は借入れた企業債の一部を繰上げ償還するものです。

それぞれの案件につきましては、ご提案の際に詳しくご説明申し上げますが、十分ご審議いただき、原案通りのご決定をお願い申し上げます。以上申し上げます開会のご挨拶といたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀧野良枝） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、7番 吉澤裕昭議員、11番 清水満議員、12番 伊藤まゆみ議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（瀧野良枝） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔議会運営委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○議会運営委員長（伊藤まゆみ） 12番、伊藤まゆみです。本日招集されました、令和8年第1回飯綱町議会臨時会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（瀧野良枝） お諮りします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第3、議案第1号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第1号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第1号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書通し番号161 ページ上段をご覧ください。

改正理由につきましては、議案第1号から議案第4号までいずれも人事院勧告に基づく給与法の改正が国会で可決され、先月24日に公布されましたので、これに準じた関係条例の改正でございます。

議案第1号は、議会の議員にかかわるもので、改正内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間3.45月分を3.5月分とするもので、本年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

この改正は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。

なお、令和8年度以降につきましては、今回の引き上げ分を6月期、12月期で平準化し、それぞれ1.75月分とするもので、この改正は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第1号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第4、議案第2号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する

条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第2号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第2号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書通し番号 161 ページ下段をご覧ください。

議案第2号につきましても、人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた関係条例の改正で、常勤の特別職にかかわるものでございます。改正内容につきましては、議員の条例改正とまったく同様の内容でございます。

以上で提案理由の説明といたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第2号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第5、議案第3号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第3号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第3号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書通し番号162ページから163ページ上段をご覧ください。

議案第3号につきましても、人事院勧告に基づく給与法の改正に準じた、関係条例の改正でございます。

主な改正内容は、1点目として行政職、医療職の全給料表について、月例給の改定を行うもので、行政職については、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る給料月額の上昇で、平均改定率は3.3%の上昇になります。医療職については、行政職との均衡を基本に改定するものでございます。この規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用となります。

2点目としてボーナスの改定を行うもので、再任用以外の職員は、期末手当、勤勉手当の月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間4.6月分を4.65月分とするもので、本年度については、12月期の支給月数を0.05月分引き上げるものです。

再任用職員は、期末手当、勤勉手当の月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間2.4月分を

2. 45 月分とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を 0.05 月分引き上げるものでございます。

この改正は公布の日から施行し、期末手当、勤勉手当の基準日であります令和 7 年 12 月 1 日から適用いたします。

なお、令和 8 年度以降については、今回の引き上げ分を 6 月期、12 月期で平準化し、再任用以外の職員は期末手当が 1.2625 月、勤勉手当が 1.0625 月、再任用職員は期末手当が 0.7125 月、勤勉手当が 0.5125 月としますが、この改正は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

3 点目として、宿日直手当を勤務 1 回につき 300 円から 1,500 円勤務区分に応じ引き上げるものでございます。

4 点目として、医師及び歯科医師の初任給調整手当について、新たに第 2 種初任給調整手当を設け、地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回るものに支給できるよう項目を追加しています。

5 点目として、通勤手当について、片道 15 キロメートルを超える職員について、1 キロメートル増すごとに 100 円増額し 600 円に引き上げ、これまで 40 キロメートルを超える職員は一律 26,300 円であったものを 75 キロメートルまで細分化し、75 キロメートルを超えるものは一律 49,800 円とするものです。

6 点目は、寒冷地手当の支給に関し、扶養親族のうち配偶者の定義を設け、7 点目は医師・歯科医師の昇給に関しての規定を改定するものです。

163 ページ 飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例では、1 点目として、特定任期付職員の給料表の改定を行うもので、平均改定率は 3.3%の引上げになります。この規定は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用となります。2 点目として、特定任期付職員の期末・勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げ、年間 3.65 月分を 3.7 月分とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を期末・勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分、あわせて 0.05 月分引き上げるものでございます。この改正は公布の日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用となります。

なお、令和8年度以降については、今回の引き上げ分を6月期、12月期で平準化し、期末手当が0.9625月、勤勉手当が0.8875月としますが、この改正は令和8年4月1日から施行するものでございます。

なお、この特定任期付職員につきましては、当町においては現在1名もいない状況です。

以上で提案理由の説明といたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第3号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第6、議案第4号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第4号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第4号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書通し番号163 ページ下段をご覧ください。

議案第4号につきましては、地方自治法等の一部改正によるものでございます。

議案第3号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例においてご説明いたしました、医師及び歯科医師の初任給調整手当について、新たに第2種初任給調整手当を設け、地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回るものに支給できるよう項目を追加しています。

地方自治法第204条第2項が改正され、従来の初任給調整手当は「第1種初任給調整手当」となり、新たに常勤職員とフルタイム会計年度任用職員に支給可能となる「第2種初任給調整手当」が創設されたことによる改正となっております。

この改正は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第4号 飯綱町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第7、令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第5号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第5号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。議案の提案説明書通し番号164 ページ下段をご覧ください。

補正予算額4億7,294万2千円を増額し、補正後の予算額を112億5,461万3千円とするものでございます。

まず、地方債の補正では、町単土地改良事業に伴う財源補正により、緊急自然災害防止対策事業債210万円を増額する、地方債限度額の変更を行っています。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。通し番号165 ページをご覧ください。

今回の第6号補正は、主に人事院勧告に伴う人件費の補正と令和7年度国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした補正となっております。

まず、各款の人件費の補正につきましては、議案第1号から第3号に関係する給与等の補正となります。人件費の増額分は393万6千円となります。

2款総務費では、福井団地簡易郵便局運営事業で、会計年度任用職員の報酬等が不足することに伴い35万6千円を増額、民税事務費で地方税法の改正に伴うシステム改修業務委託料85万8千円増額しています。

3款民生費では、後期高齢者医療事業で238万4千円増額しています。人事異動・人事院勧告に伴う人件費の補正により一般会計から特別会計への繰出金を増額するもの。国民年金事務費は、法改正に伴いシステム改修費9万1千円を増額、社会福祉事務費で行旅死亡人に係る扶助費20万4千円増額、児童手当費で237万円を増額しています。また、物価高対応子育て応援手当支給事業で、12月に国の補正予算が成立し、子ども1人2万円の支給に対応するため、2,665万7千円を新規計上しています。また、県が実施します生活困窮者へのエアコン設置費助成事業に対し、物価高騰対応地方創生交付金を活用し、3分の1の市町村負担分を助成するための費用756万5千円を計上しています。

4款衛生費 病院施設費で、飯綱病院事業運営補助金で1億円増額しています。財源は一部物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しています。

6款農林水産業費では、人事院勧告に伴う人件費等で157万円増額しています。

7款商工費では、商工振興対策事業で1億6,748万4千円を増額しています。1人当たり1万6千円の飯綱町応援チケットを配付する事業で、1万149人を想定し、1億4,741万9千円を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で充当するものです。

8款土木費では、下水道事業会計繰出金で、企業債の繰上償還に伴う一般会計からの繰出金4,100万円となっております。また、橋梁長寿命化修繕事業で設計業務委託料の増工分100万円増額、若者定住住宅整備費で、退去時の修繕費2棟分300万円を増額しています。

10款教育費では、小学校整備事業費で2,500万円を増額しています。牟礼小学校・三水小学

校の体育館空調設置及び断熱性確保工事において、キューピクル容量の増設に伴い工事請負費を増額しています。

14 款予備費で 7,974 万円を増額し、財源調整しております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。通し番号 164 ページにお戻りください。

11 款地方交付税では、国において地方交付税の増額補正が行われ追加交付されることになったことから、普通交付税の再算定が行われ 1 億 4,131 万 5 千円増額しています。

15 款国庫支出金では、総務費国庫補助金で、物価高騰対応地方創生交付金として 1 億 8,101 万 9 千円を増額しています。そのうち 4,144 万 8 千円は、食料品特別加算分となっています。また、子ども 1 人 2 万円の支給への物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金 2,665 万 7 千円を増額しています。

16 款県支出金では、民生費県補助金で、物価高騰対応地方創生交付金 396 万 5 千円増額しています。住民税非課税世帯等空調設備整備事業に対する県補助金となっております。

19 款繰入金では、財政調整基金繰入金 5,000 万円、下水道事業企業債の繰上償還への繰出金に充当するため減債基金繰入金 4,100 万円、牟礼小学校・三水小学校の体育館空調設置及び断熱性確保工事に充当するため公共施設整備基金繰入金 2,500 万円増額しています。

21 款諸収入では、農地中間管理事業委託金 21 万円、いいづな大学授業料 39 万円増額しています。

165 ページ 22 款町債では、農林水産業費の農地費で緊急自然災害防止対策事業債 210 万円財源補正しています。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第5号 令和7年度飯綱町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第8、議案第6号 令和7年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第6号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第6号 令和7年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。議案書については通し番号63ページから、議案の提案説明書は通し番号167ページ中段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号167ページ中段をご覧ください。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金等の確定及び人事異動等に伴う補正となります。

令和7年度補正前の予算額11億9,925万円に歳入歳出それぞれ305万4千円を減額し、補正後の歳入歳出予算額を11億9,619万6千円とするものです。

補正内容としまして、歳入では、繰入金として、保険基盤安定繰入金等の確定に伴い459万円の減額、一般会計繰入金では人事異動等に伴う事務費繰入金等で153万6千円の増額、合計305万4千円を減額補正するものであります。

歳出では、総務費の一般管理費として、人事異動に伴う職員手当等により92万9千円の増額、賦課徴収費として、共同利用電算負担金で34万6千円の増額、諸支出金の償還金として、令和6年度保険給付費等交付金の普通交付金が確定したことに伴い、県への返還金で589万1千円の増額、予備費として1,022万円を減額し財源調整、合計305万4千円を減額補正するものであります。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第6号 令和7年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第9、議案第7号 令和7年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第7号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第7号 令和7年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。議案書については通し番号71ページから、議案の提案説明書は通し番号168ページ上段からでございます。議案の提案説明書により説明させていただきますので、通し番号168ページ上段をご覧ください。

今回の補正は、保険料の増額及び人事異動等に伴う補正となります。

令和7年度補正前の予算額2億2,494万9千円に歳入歳出それぞれ1,866万6千円を増額し、補正後の歳入歳出予算額を2億4,361万5千円とするものです。

補正内容としまして、歳入では、後期高齢者医療保険料として1,628万2千円の増額、繰入金として一般会計繰入金で人事異動等に伴う事務費繰入金で238万4千円を増額、合計1,866万6千円を増額補正するものであります。

歳出では、総務費の一般管理費として共同利用負担金と人事異動に伴う一般職給料等で238万4千円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料負担金で1,628万2千円の増額、合計1,866万6千円を増額補正するものであります。

以上、提案説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第7号 令和7年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第10、議案第8号 令和7年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。近藤保健福祉課長。

〔保健福祉課長 近藤久登 登壇・説明〕（議案第8号）

○保健福祉課長（近藤久登） 議案第8号 令和7年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

議案書 79 ページから提案説明書の 168 ページ下段をご覧くださいと思います。議案の提案説明書よりご説明申し上げます。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 60 万円を増額して補正後の予算額を 14 億 4,649 万 6 千円とするものです。

補正内容でございますが、まず歳出から申し上げますが、人事異動によるもので、社協からの派遣職員の給与等相当額を負担するため、認知症総合支援事業費を 60 万円増額するものです。

また、歳入につきましては、これに伴う財源として保険料、国庫支出金、県支出金および一般会計からの繰入金をそれぞれ増額しています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 8 号 令和 7 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第 11、議案第 9 号 令和 7 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 3 号）
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（議案第 9 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 9 号 令和 7 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 3 号）
について、提案説明をいたします。議案書、通し番号 87 及び議案の提案説明書、通し番号 169
上段をお願いします。議案の提案説明書により説明いたします。

補正の概要ですが、資本的収入で補正前の予算額 3 億 1,987 万 6 千円について、第 2 項 企
業債 1,100 万円、第 6 項 国庫補助金 1,100 万円、計 2,200 万円を増額し、補正後の予算額を
3 億 4,187 万 6 千円とするものです。

次に支出ですが、補正前の予算額 5 億 7,1357 万円について、第 1 項 建設改良費 4,370 万円
を増額し、補正後の予算額を 6 億 1,505 万円とするものです。

主な補正内容ですが、配水管の耐震化を着実かつ速やかに進めていくため、国の補助金の内
示を受け、今後の計画において事業実施を予定していた配水管布設替え工事を前倒しし施行す
るために補正を行うものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第9号 令和7年度飯綱町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第12、議案第10号 令和7年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中病院事務長。

〔病院事務長 田中良史 登壇・説明〕（議案第10号）

○病院事務長（田中良史） 議案第10号 令和7年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案書95ページからでございますが、議案の提案説明書の通し番号169ページ下段をご覧ください。議案提案説明書でご説明をさせていただきます。

今回の補正予算第2号は、一般会計からの追加繰入金に伴います、収益的収入の補正を行うものでございます。主な補正内容は、収益的収入で、医業外収益の他会計負担金を1億円増額とするものです。

今年度はマイナス収支の不均衡予算としており、マイナス部分の縮小を達成すべく、病院一丸となって取り組んでまいりました。年度を通しての算定額での比較は昨年度に引き続き、前年比1億円を超えるプラス収益を見込んでおりますが、引き続き人勤対応を含む人件費、医療材料費、委託費等の高騰の影響を大きく受けています。

年度末の人件費等、支払額の増大にご配慮いただき追加で繰入をいただくものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第10号 令和7年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀧野良枝） 日程第 13、議案第 11 号 令和 7 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（議案第 11 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 11 号 令和 7 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案説明をいたします。議案書、通し番号 103 から 111 及び議案の提案説明書、通し番号 170 上段をお願いします。議案の提案説明書により説明いたします。

補正の概要ですが、資本的収入で補正前の予算額 12 億 6,231 万 8 千円について、第 2 項 負担金等 他会計負担金で 4,100 万円を増額し、補正後の予算額を 13 億 331 万 8 千円とするものです。

次に支出で補正前の予算額 13 億 9,147 万 7 千円について、第 3 項 企業債償還金 下水道債元金償還金で 4,100 万円を増額し、補正後の予算額を 14 億 3,247 万 7 千円とするものです。

主な補正内容ですが、一般会計からの他会計負担金を企業債の一部償還に充てるものです。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（瀧野良枝） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（瀧野良枝） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧野良枝） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第 11 号 令和 7 年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（瀧野良枝） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

ここで、土屋町長より発言を求められていますので、これを許可します。土屋町長。

〔町長 土屋龍彦 登壇〕

○町長（土屋龍彦） 令和 8 年第 1 回臨時議会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。只今
はご提案申し上げました全ての案件につきまして、原案通りのご決定を賜りまして厚く御礼申
し上げます。

物価高騰対策によります、全町民を対象とした商品券の配布、子育て家庭への子育て応援手
当の支給などできるだけ早期な対応を図り、家計の支援に繋げていきたいと考えております。

今年になって嬉しいニュースが 2 つありました。

一つ目は、昨年 1 月から 12 月までの暦年の飯綱町の社会増減は 3 人の転入超過となり、2
年続けての社会増となりました。

二つ目は「田舎暮らしの本」で発表している、2026 年版住みたい田舎ベストランキングで人
口 1 万人以上の町ランキングにおいて飯綱町が若者世代・単身者部門で住みたい町の第 9 位に
なりました。

これからも住みやすいまちをつくるということを原点に若者や女性に選ばれるまちにしてま

いりたいと考えております。

また、初めての事業として町長室開放事業を3月に2日間行います。町民が気軽に町長室に来ていただいて町民の話をじかに聞く機会を持ち、小さな声を生かした行政を行っていきたいと考えています。

いよいよ寒さの厳しい季節を迎えます。議員各位におかれましては、お体をご自愛いただき、風邪などひかないよう気を付けてください。

以上申し上げまして閉会のご挨拶といたします。本日はありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（瀧野良枝） 本日の会議はこれで閉じ、令和8年第1回飯綱町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でした。

閉会 午前10時57分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

7 番

11 番

12 番